

第84号議案

大田区立消費者生活センター条例の一部を改正する条例について

- 1 対象とする条例
大田区立消費者生活センター条例
- 2 改正理由
使用料規定の整備を行うことにより、大田区立消費者生活センターの利用しやすさの向上を図るため。
- 3 改正内容
新旧対照表のとおり。
- 4 施行年月日
公布の日から施行する。
- 5 新旧対照表

新	旧
大田区立消費者生活センター条例 昭和55年9月25日 条例第27号 第1条から第7条まで（現行のとおり） 第8条 施設等の使用料は、別表のとおりとする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当するとき、 <u>第1号から第4号においては当該使用料の2割5分の額を、第5号においては区長が別に定める額を減額し、又は免除する。</u> (1) 区に登録している消費者団体が使用する場合において、その催物が公益のためであるとき。	大田区立消費者生活センター条例 昭和55年9月25日 条例第27号 第1条から第7条まで（略） 第8条 施設等の使用料は、別表のとおりとする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当するとき <u>は、当該使用料の2割5分の額を減額する。</u> (1) 区に登録している消費者団体が使用する場合において、その催物が公益のためであるとき。

(2) 青少年対策事業委託団体が使用する場合において、その催物が公益のためであるとき。

(3) 少年育成団体又は少年団体が使用する場合において、その催物が公益のためであるとき。

(4) 障害者団体が使用する場合において、その催物が公益のためであるとき。

(5) その他区長が必要と認めるとき。

2 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収する。

3 前2項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

4 第6条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第1項及び第2項の使用料を使用承認の際に納付しなければならない。

5 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項各号に該当する場合の特殊器具使用料は減免しない。

第8条第2項から第15条まで（現行のとおり）

付 則（令和2年●月●日条例第●号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 青少年対策事業委託団体が使用する場合において、その催物が公益のためであるとき。

(3) 少年育成団体又は少年団体が使用する場合において、その催物が公益のためであるとき。

(4) 障害者団体が使用する場合において、その催物が公益のためであるとき。

2 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収する。

3 前2項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

4 第6条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第1項及び第2項の使用料を使用承認の際に納付しなければならない。

5 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項各号に該当する場合の特殊器具使用料は減免しない。

第8条第2項から第15条まで（略）